

議案第40号

葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 6 月12日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

介護保険法施行規則の改正に伴い、指定地域密着型サービス事業の申請者の資格を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

葛飾区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の法人又は病床を有する診療所は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配するものであってはならない。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の法人は、暴力団員がその事業活動を支配するものであってはならない。

第6条の次に次の1条を加える。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成30年4月1日から適用する。